

〔加賀井藤八郎重運〕  
かゝねいや八下候ない〜申あはせ候事、そう〜うち  
たち可申候。又此たびも、そのほうさきだて候はゞ、つ  
ゆのまたるべく候。そのほうをひだりのうでとし、わかや  
ぎ可申候も。

天正十九年  
四月八日

〔鹽田〕  
秀吉 在判

はんくわい

ちくぜん殿

（この文書を七月五日附とするものあれども、原本  
に就いて見るに非なり。）

四月廿七日。前田利長、越前敦賀の高島屋傳右  
衛門に、米穀賣却の爲盡力すべきを依頼す。

【小宮山文書】 越前

二〇五六

加州・越中之米舟上乘之者共令歸國候由候。然ば彼米之  
儀、江州脇田并大屋・淺井下代共可賣之旨申遣候間、相談、  
可然候様可令馳走事可爲祝着候。謹言。

天正十九年  
卯月廿七日

〔前田〕  
利長 在判

敦賀 高島屋傳右衛門殿

五月廿四日。前田利家、越前敦賀の高島屋傳右  
衛門に、領内より漕運する米穀の裁許を命す。

【小宮山文書】 越前

二〇五七

能・加・越申より敦賀へ相越米船共、いづれも高島屋所へ  
米を上、可令裁許候。若何かと申族於有之者、其名を改  
可申越候。諸事念を入馳走肝要候。謹言。

天正十九年  
五月廿四日

〔前田利家〕  
印

敦賀

高島屋傳右衛門どのへ

七月二十日。前田利家、鳳至郡諸橋村に、前々  
年の皆濟狀を與ふ。

【諸橋文書】 鳳至郡

二〇五八

天正十七年分藤十郎代官所  
嘉右衛門

諸橋村

一、千九百六十一俵一斗六升貳合五勺 高

此内百七十一俵一斗一升八合

荒

廿俵

二郎兵へにふち

此内十八俵一斗一升八合

毛付

壹俵三斗八升二合

荒

殘高

千七百七十俵四升四合五勺

此内五百卅壹俵一升三合三勺

三免に引

千貳百卅九俵三升一合貳勺

定納

此内

千百卅六俵四斗八升七合

今井笠間  
請取面

百貳表四升四合貳勺

但貳百廿俵がへ也

此金貳拾文め四ふん貳りん

且に

合千貳百卅九俵三升一合貳勺

右皆濟所也。

天正十九年

七月廿日

〔前田利家〕  
印

（この勘定に於ける一俵は五斗なり。天正十七年九  
月十三日の條参照。）

七月廿六日。前田利家、鹿島郡七尾古屋敷に、

皆濟狀を與ふ。

【能登國古文書】

二〇五九

七尾古屋敷方

一、二百十五俵一斗二升五合 高

此内五十三俵四斗六合二勺 二半免引

百六十一俵二斗一升八合八勺

定納三左衛門藤十郎請取之面  
喜兵宗兵

右皆濟候也。

天正十九年

七月二十六日

〔前田利家〕  
印

九月廿一日。小松城主村上頼勝、能美郡長田村  
に、檢地帳を與ふ。

【事林明證】

二〇六〇

加賀國能美郡内長田村檢地帳

加賀國能美郡内

田方

長田村

上鳥居壹段貳畝

壹石八斗

新衛門